

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	南部土木みどり事務所管内			
路線名又は河川名等				
工事名	道路照明灯LED更新工事（南部土木みどり事務所）			
工 期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課（所）名	南部土木みどり事務所	単 価 使 用 年 月	令和 年 月	
工事番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月	
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月	
主 工 種		単 価 地 区		
前 払 金 支 出		調 整 区 分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

照明工				式	1
セラメタ灯ランプ交換(一般)	灯	104	セラメタ灯ランプ等交換(特殊)	箇所	117
水銀灯ランプ等交換(特殊)	箇所	1	ナトリウム灯ランプ等交換(特殊)	箇所	4
蛍光灯器具交換(一般)	灯	59	蛍光灯ランプ等交換(特殊)	箇所	229

施 工 理 由

本工事は、道路照明灯の灯具について、セラミックメタルハライド灯ランプ等からLEDランプに更新することにより、安心・安全な道路環境の確保を図るものである。					
--	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年5月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年5月	
基 準 適 用 年 月	2025年5月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	13:道路維持工事	
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.5
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算に準用した市販図書等の積算基準は下表のとおりです。

準用積算基準		発行機関	計上した細別	備考
図書名	発行年月等			
土木工事標準積算基準書（電気通信編）等の運用	令和7年3月	国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室	セラミックメタルハイト [®] 灯ランプ [®] 交換	管球取替は高圧ナトリウムランプ [®] で準用、安定器取替は水銀灯300W以下で準用
土木工事標準積算基準書（別冊）	令和6年度	京都市建設局	セラミックメタルハイト [®] 灯ランプ [®] 交換	高所作業車運転時間は高圧ナトリウムランプ [®] を準用

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
道路附属施設工	照明工	セラミックメタルライト® 灯ランプ® 等交換 (新高田横断歩道橋)	撤去: 灯具・アーム・ランプ®・安定器、 取付: 灯具・アーム・LEDランプ®・LED電 源装置		箇所	302,200	材工共	うち、224,000円は 管理費区分9
道路附属施設工	照明工	セラミックメタルライト® 灯ランプ® 等交換 (高所作業車使用) (桂川JRアンダー(車道部)①)	既設照明器具取外し、撤去: ラン プ®・安定器・底板、取付: LED内 機ユニット(既設灯具筐体流用)、 照明器具		箇所	132,500	材工共	うち、84,900円は 管理費区分9
道路附属施設工	照明工	セラミックメタルライト® 灯ランプ® 等交換 (高所作業車使用) (桂川JRアンダー(車道部)②)	既設照明器具取外し、撤去: ラン プ®・安定器・底板、取付: LED内 機ユニット(既設灯具筐体流用)、 照明器具		箇所	155,800	材工共	うち、108,200円は 管理費区分9
道路附属施設工	照明工	セラミックメタルライト® 灯ランプ® 等交換 (高所作業車使用) (桂川JRアンダー(車道部)③)	既設照明器具取外し、撤去: ラン プ®・安定器・底板、取付: LED内 機ユニット(既設灯具筐体流用)、 照明器具		箇所	228,900	材工共	うち、181,300円は 管理費区分9
道路附属施設工	照明工	セラミックメタルライト® 灯ランプ® 等交換 (高所作業車使用) (桂川JRアンダー(車道部)④)	既設照明器具取外し、撤去: ラン プ®・安定器・底板、取付: LED内 機ユニット(既設灯具筐体流用)、 照明器具		箇所	245,600	材工共	うち、198,000円は 管理費区分9
道路附属施設工	照明工	セラミックメタルライト® 灯ランプ® 等交換 (高所作業車使用) (桂川JRアンダー(車道部)⑤)	既設照明器具取外し、撤去: ラン プ®・安定器・底板、取付: LED内 機ユニット(既設灯具筐体流用)、 照明器具		箇所	297,600	材工共	うち、250,000円は 管理費区分9
道路附属施設工	照明工	セラミックメタルライト® 灯ランプ® 等交換 (高所作業車使用) (葛野大路JRアンダー(車道部))	既設照明器具取外し、撤去: ラン プ®・安定器・底板、取付: LED内 機ユニット(既設灯具筐体流用)、 照明器具		箇所	157,800	材工共	うち、110,200円は 管理費区分9
道路附属施設工	照明工	セラミックメタルライト® 灯ランプ® 等交換 (葛野大路JRアンダー(歩道部))	撤去: ランプ®・安定器・ソケット台、取 付: 新規ソケットユニット・LEDランプ®・LED 電源装置		箇所	137,200	材工共	うち、97,000円は 管理費区分9
道路附属施設工	照明工	セラミックメタルライト® 灯ランプ® 等交換 (塩小路通歩道灯)	撤去: ランプ®・ソケット・反射板・安定 器、取付: LEDユニット・LED電源装 置		箇所	190,200	材工共	うち、150,000円は 管理費区分9

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
道路付属施設工	照明工	水銀灯ランプ等交換 (高所作業車使用) (西木屋町通道路灯)	撤去:ランプ・反射板・安定器、取付:LED道路照明器具		箇所	202,600	材工共	うち、155,000円は 管理費区分9
道路付属施設工	照明工	ナトリウム灯ランプ等交換 (梅小路JRアンダー(上部灯))	既設照明器具取外し、撤去:ランプ・安定器・底板、取付:LED内機ユニット(既設灯具筐体流用)、照明器具		箇所	141,100	材工共	うち、100,900円は 管理費区分9
道路付属施設工	照明工	蛍光灯器具交換	LED20VA（支給品）	【支給品名】 LED照明灯(道路用) 防犯灯20VA型(センサー無)	灯	8,393	施工費	
道路付属施設工	照明工	蛍光灯ランプ等交換 (高所作業車使用) (祥久橋下)	既設照明器具取外し、撤去:ランプ・安定器・底板、取付:LED内機ユニット(既設灯具筐体流用)、照明器具		箇所	130,500	材工共	うち、82,900円は 管理費区分9
道路付属施設工	照明工	蛍光灯ランプ等交換 (梅小路JRアンダー(歩道部)①)	既設器具撤去、取付:LED器具・LEDランプ・ガード取付、LEDハーフ40形 片反射笠 防湿防雨形		箇所	130,100	材工共	
道路付属施設工	照明工	蛍光灯ランプ等交換 (梅小路JRアンダー(歩道部)②)	既設器具撤去、取付:LED器具・LEDランプ・ガード取付、LEDハーフ40形 片反射笠 防湿防雨形		箇所	113,400	材工共	
道路付属施設工	照明工	蛍光灯ランプ等交換 (高所作業車使用) (油小路アンダー等)	既設器具撤去、取付:LED器具・LEDランプ・ガード取付、LEDハーフ40形 反射笠 防湿防雨形		箇所	119,400	材工共	
道路付属施設工	照明工	蛍光灯ランプ等交換 (大宮JRアンダー①)	既設器具撤去、取付:LED器具・LEDランプ・ガード取付、LEDハーフ40形 反射笠 防湿防雨形		箇所	105,600	材工共	
道路付属施設工	照明工	蛍光灯ランプ等交換 (大宮JRアンダー②)	既設器具撤去、取付:LED器具・LEDランプ・ガード取付、LEDハーフ40形 反射笠 防湿防雨形		箇所	114,900	材工共	

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
道路付属施設工	照明工	蛍光灯ランプ等交換 (高所作業車使用) (国道1号アンダー)	既設器具撤去、取付:LED器具・ LEDランプ・カバー取付、LEDハ-40 形 反射笠 防湿防雨形		箇所	119,700	材工共	
道路付属施設工	照明工	蛍光灯ランプ等交換 (高所作業車使用) (上鳥羽口 高架下)	既設器具撤去、取付:LED器具・ LEDランプ・カバー取付、LEDハ-40 形 反射笠 防湿防雨形		箇所	118,500	材工共	
道路付属施設工	照明工	蛍光灯ランプ等交換 (上久世横断歩道橋)	既設器具撤去、取付:LEDランプ・ ソケットユニット		箇所	94,460	材工共	うち、43,000円は 管理費区分9
道路付属施設工	照明工	蛍光灯ランプ等交換 (木屋町通フットライト)	既設器具撤去、取付:フットライト内 装用器具		箇所	83,400	材工共	うち、75,000円は 管理費区分9
構造物撤去工	運搬処理工	廃材処分	ランプ		t	500,000	処分費	
構造物撤去工	運搬処理工	廃材処分	安定器（非PCB製品）		t	35,000	処分費	
構造物撤去工	運搬処理工	廃材処分	照明灯器具（蛍光灯）		t	70,000	処分費	

設計内訳書（本01）

工事名	道路照明灯LED更新工事（南部土木みどり事務所）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
道路付属施設工		式	1				
照明工		式	1				
セラミックメタルハイト°灯ランプ°交換 （高所作業車使用） （セラメタランプ°150W相当）	管球取替:高圧ナトリウムランプ°、LEDランプ°:76W(水平点灯、電源装置別置)、安定器取替:水銀灯300W以下	灯	104				
セラミックメタルハイト°灯ランプ°等交換 （新高田横断歩道橋）	撤去:灯具・アーム・ランプ°・安定器、取付:灯具・アーム・LEDランプ°・LED電源装置	箇所	10				
セラミックメタルハイト°灯ランプ°等交換 （高所作業車使用） （桂川JRアンダー（車道部）①）	既設照明器具取外し、撤去:ランプ°・安定器・底板、取付:LED内機ユニット(既設灯具筐体流用)、照明器具	箇所	28				
セラミックメタルハイト°灯ランプ°等交換 （高所作業車使用） （桂川JRアンダー（車道部）②）	既設照明器具取外し、撤去:ランプ°・安定器・底板、取付:LED内機ユニット(既設灯具筐体流用)、照明器具	箇所	10				
セラミックメタルハイト°灯ランプ°等交換 （高所作業車使用） （桂川JRアンダー（車道部）③）	既設照明器具取外し、撤去:ランプ°・安定器・底板、取付:LED内機ユニット(既設灯具筐体流用)、照明器具	箇所	30				
セラミックメタルハイト°灯ランプ°等交換 （高所作業車使用） （桂川JRアンダー（車道部）④）	既設照明器具取外し、撤去:ランプ°・安定器・底板、取付:LED内機ユニット(既設灯具筐体流用)、照明器具	箇所	12				
セラミックメタルハイト°灯ランプ°等交換 （高所作業車使用） （桂川JRアンダー（車道部）⑤）	既設照明器具取外し、撤去:ランプ°・安定器・底板、取付:LED内機ユニット(既設灯具筐体流用)、照明器具	箇所	8				
セラミックメタルハイト°灯ランプ°等交換 （高所作業車使用） （葛野大路JRアンダー（車道部））	既設照明器具取外し、撤去:ランプ°・安定器・底板、取付:LED内機ユニット(既設灯具筐体流用)、照明器具	箇所	6				
セラミックメタルハイト°灯ランプ°等交換 （葛野大路JRアンダー（歩道部））	撤去:ランプ°・安定器・ソケット台、取付:新規ソケットユニット・LEDランプ°・LED電源装置	箇所	6				
セラミックメタルハイト°灯ランプ°等交換 （塩小路通歩道灯）	撤去:ランプ°・ソケット・反射板・安定器、取付:LEDユニット・LED電源装置	箇所	7				

設計内訳書（本01）

工事名	道路照明灯LED更新工事（南部土木みどり事務所）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
水銀灯ランプ等交換 （高所作業車使用） （西木屋町通道路灯）		撤去：ランプ・反射板・安定器、取付：LED道路照明器具	箇所	1				
ナトリウム灯ランプ等交換 （梅小路JRアンダー（上部灯））		既設照明器具取外し、撤去：ランプ・安定器・底板、取付：LED内機ユニット（既設灯具筐体流用）、照明器具	箇所	4				
蛍光灯器具交換		LED20VA（支給品）	灯	59				
蛍光灯ランプ等交換 （高所作業車使用） （祥久橋下）		既設照明器具取外し、撤去：ランプ・安定器・底板、取付：LED内機ユニット（既設灯具筐体流用）、照明器具	箇所	4				
蛍光灯ランプ等交換 （梅小路JRアンダー（歩道部）①）		既設器具撤去、取付：LED器具・LEDランプ・ガード取付、LEDハーフ40形 片反射笠 防湿防雨形	箇所	24				
蛍光灯ランプ等交換 （梅小路JRアンダー（歩道部）②）		既設器具撤去、取付：LED器具・LEDランプ・ガード取付、LEDハーフ40形 片反射笠 防湿防雨形	箇所	6				
蛍光灯ランプ等交換 （高所作業車使用） （油小路アンダー等）		既設器具撤去、取付：LED器具・LEDランプ・ガード取付、LEDハーフ40形 反射笠 防湿防雨形	箇所	18				
蛍光灯ランプ等交換 （大宮JRアンダー①）		既設器具撤去、取付：LED器具・LEDランプ・ガード取付、LEDハーフ40形 反射笠 防湿防雨形	箇所	20				
蛍光灯ランプ等交換 （大宮JRアンダー②）		既設器具撤去、取付：LED器具・LEDランプ・ガード取付、LEDハーフ40形 反射笠 防湿防雨形	箇所	16				
蛍光灯ランプ等交換 （高所作業車使用） （国道1号アンダー）		既設器具撤去、取付：LED器具・LEDランプ・ガード取付、LEDハーフ40形 反射笠 防湿防雨形	箇所	16				
蛍光灯ランプ等交換 （高所作業車使用） （上鳥羽口 高架下）		既設器具撤去、取付：LED器具・LEDランプ・ガード取付、LEDハーフ40形 反射笠 防湿防雨形	箇所	3				
蛍光灯ランプ等交換 （上久世横断歩道橋）		既設器具撤去、取付：LEDランプ・ソケットユニット	箇所	19				
蛍光灯ランプ等交換 （木屋町通フットライト）		既設器具撤去、取付：フットライト内装用器具	箇所	103				

設計内訳書（本01）

工事名	道路照明灯LED更新工事（南部土木みどり事務所）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
構造物撤去工			式	1				
運搬処理工			式	1				
現場発生品運搬	発生材種類:ランプ、クレーン装置付2t級、吊能力2.9t、有り、9.0km以下	t	0.05					
廃材処分	ランプ	t	0.05					
現場発生品運搬	発生材種類:安定器（非PCB製品）、クレーン装置付2t級、吊能力2.9t、有り、9.0km以下	t	0.98					
廃材処分	安定器（非PCB製品）	t	0.98					
現場発生品運搬	発生材種類:照明灯器具（蛍光灯）、クレーン装置付2t級、吊能力2.9t、有り、9.0km以下	t	0.6					
廃材処分	照明灯器具（蛍光灯）	t	0.6					
現場発生品運搬	発生材種類:アルミ新切1級（遮光版）、クレーン装置付2t級、吊能力2.9t、有り、1.5km以下	t	0.26					
スクラップ ^o	アルミ新切1級（遮光版）	t	-0.26					
仮設工		式	1					
交通管理工		式	1					
交通誘導警備員	交通誘導警備員B、昼間	人日	155					

設計内訳書（本01）

工事名	道路照明灯LED更新工事（南部土木みどり事務所）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 道路照明灯 LED 更新工事（南部土木みどり事務所）

工事場所 南部土木みどり事務所管内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。加えて電気通信設備工事に係る施工に当たっては、電気通信設備工事共通仕様書（令和7年3月、国土交通省）、電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（令和6年3月、国土交通省）及び電気通信設備工事写真管理基準（案）（令和6年3月、国土交通省）によらなければならない。※（また、電気通信設備工事に係る工事成績評価は、都市計画局建築請負工事成績評価要領及び運用に準拠する。）

国土交通省ホームページ（電気関係工事）

<https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/gijyutukijyun.html>

都市計画局建築請負工事監督・検査諸規程（建築請負工事成績評価要領及び運用）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000081830.html>

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加対象となる。

第3条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通

期の週休 2 日」は必須である。

- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休 2 日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休 2 日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休 2 日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点对象となる。
- 4 受注者は、本市が週休 2 日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休 2 日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休 2 日工事」（4 週 8 休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第 4 条（前払金）

前払金は、請負代金の 4 0 %以内とし、中間前払金は、同様に 2 0 %以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第5条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 工事期間中の安全確保については、監督職員と協議を行い、適切な安全対策を講じること。
- 2 撤去した照明器具は、交通の支障にならない安全な場所に保管すること。
- 3 JR 線路の高架下及びアンダーパスに設置されている照明器具の更新については、取付金具の交換等の作業が生じた場合、JR 管理の構造物に施工する必要があるため、施工計画決定時に、JR と施工方法等に関する事前協議を行うこととする。
- 4 LED 内機ユニットの交換については、既設の筐体取付金具を流用することを想定しているため、作業前に筐体取付金具の健全性の確認を行い、流用が難しいと判断される場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とするので、取付金具の更新も行うものとする。

第6条（施工時間）

施工時間は、昼間施工とする。ただし、所管警察署等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第7条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

(1) 年末年始規制

(2) 観光規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。
	準幹線道路		
	その他道路	12月27日～1月5日	
観光規制	道路工事規制図に記載する地域及び路線	4月1日～5月15日 10月の最終土曜日 ～11月の最終日曜日 (ただし、12月1日が土曜・日曜の場合は12月最初の日曜日まで)	規制期間中は、原則として工事を中止すること

第8条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
管内各所	3 名	交通誘導警備員 B 3 名	昼 間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第9条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

材料確認

材料名	規格	提出添付書類
LED ランプ	本工事で使用する LED ランプ 全種類	品質規格証明書、製品仕様書、 カタログ等
その他監督職員の指 示するもの		製品仕様書等

4 建設副産物に関する事項

第10条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
ランプ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町60番地4	設計運搬距離 L = 7.8 km
安定器	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 向日市鶏冠井町南金村11番地1	設計運搬距離 L = 7.4 km
照明灯器具 (蛍光灯)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町196番地1	設計運搬距離 L = 7.7 km

2 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ	京都市南区上鳥羽鉾立町1番地	設計運搬距離 L = 1.2 km

第 11 条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和 4 年 6 月 17 日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を別に定める 18 条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18 条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第12条（工事書類の提出）

本工事における検査書類については、工期末の2週間前までに提出すること。

第13条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第14条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやiPhone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、加点対象とする。

第15条 その他特記事項

1. 本工事の施工に先立ち、現地踏査を行い、施工実施数量を算出し、書面により速やかに監督職員に報告すること。
2. ランプ色は昼白色を基本とするが、周辺環境との調和のため電球色を選択する場合がある。受注者の事前確認結果等を勘案し、製品調達前に発注者が対象範囲を示す。
3. 本工事で使用する器材は、品質を保証するため、ISO9001 及び ISO14001 を取得している国内メーカーの製品であることとする。また、図中に記載の規格・仕様と同等のものでなければならない。
4. 出来高管理及び品質管理の測定基準及び規格値については、土木工事施工管理基準と LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）によるものとする。
5. 本工事が各種調査、監査、検査の対象工事となった場合、受注者は関係書類を発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後も同様とする。
6. 本工事にかかる電力会社への容量（電気料金）変更は受注者が行うものとする。また、その際に申請する書類一式を監督職員にも提出すること。なお、提出書類については監督職員の指示に従うこと。
7. 道路照明灯番号プレートのついていない又は劣化している照明灯については、監督職員の指示に従い、別途支給する道路照明灯番号プレートを設置すること。
8. 絶縁抵抗測定及び接地抵抗測定を行い、記録表を監督職員に提出すること。
9. 絶縁不良、接地抵抗値不良、既存機器（灯具、ポール、開閉器等）の損傷が確認された場合は速やかに監督職員に報告し対応を協議すること。
10. 工事の施工に伴い、家への出入り等に支障があると考えられる場合など、必要に応じて、近隣住民に施工日、施工方法などの説明（別途ビラや訪問）を行い、円滑な施工に努めること。
また、関係機関（消防署等）に週間工程表の提出が求められた場合には、監督職員に提出した週間工程表の写しを受注者において、関係機関に提出すること。
11. 工事写真は下記項目について撮影し、検査書類は代表を抜粋して取りまとめること。ただし、電子納品には全てのデータを添付すること。

項目	時期等
全景	（全灯）着手前・後

安定器、電源ユニット	(全灯) 撤去前・設置後
ランプ	(全灯) 撤去前・設置後
点灯確認	(全灯) 設置後(夜間又は自動点滅器を覆って)
結線方法	(結線パターン毎に1箇所以上) スリーブ、融着テープ、絶縁テープ
反射板	(全灯) 撤去前・後(ランプと併用可)
器具取付状況	(全灯) 道路照明灯型 LED ランプは、アジャスターが照明 ケースの枠に掛かっていることを確認。(ランプと併用可)
落下防止ワイヤー	(全灯) 設置状況
パッキン	(灯具種類ごとに1箇所以上) 設置状況
その他	必要に応じ

12. 受注者は、工事完了後1年以内にLEDランプが品質規格証明書に記載されている性能を満足しなくなった場合は、補修を行わなければならない。また、1年を超える保証がある場合、各種保証書を提出すること。
13. 撤去した安定器はPCB使用の有無を確認し、PCBが非含有証明書を添付のうえ処分場へ搬出すること。万一PCBが含まれている事が判明した場合は、監督職員に報告し、保管場所等について指示を受けること。
14. 受注者は、ランプ更新対象の既設道路照明灯を対象に、外観全般について目視及び触診による簡易点検を実施し、倒壊や器具の落下の可能性の有無を確認すること。万一、異常を発見した際は監督職員に報告し、指示を受けること。
15. 受注者は、監督職員との連絡を密にとり、疑義が生じた場合は監督職員と十分に打合せを行うこと。
16. 地域住民等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
17. 本工事における、施工上及び現場管理上のトラブルについては、受注者の責任において処理すること。

位置図

